

自己破産のメリット

自己破産を行う事のメリットとしては、大きく三つ挙げられます。

①債務（借金）が免除される

自己破産を行い免責が確定すれば、借金がゼロになり、新しい生活へと進んでいく事ができるのです。もうお金のことで毎日悩まなくても良くなります。

②金融業者からの取立てがなくなり、精神的に楽になります

サラ金からの借金返済の督促電話等がなくなります。取り立て（督促）が厳しく、精神的に追い込まれている状況でも、自己破産すれば、これらの取り立ても当然なくなりますので、平穏無事な新たな生活を取り戻せ、精神的にかなり楽になります。

実際は、自己破産手続きがすべて終わらなくても、「破産申立て」を行い、裁判所に受理された時点で、「受理票」がもらえます。その時点から取り立ては規制されることとなります。

※自己破産の手続を司法書士に依頼する場合は、依頼した時点で司法書士から各債権者に「受任通知」が送られ、これ以降は、債権者は債務者に直接、取り立てを行うことができなくなります。

③収入が安定していなくても利用可能

他の債務整理では収入が安定、もしくは収入の見込みなどの条件がなくてはなりません。自己破産を行う場合、無職や職に就いていても収入が安定しないという人でも利用が可能です。